

## 寒河江市広聴事案対応取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民及び関係者から市に対して寄せられた意見、要望等(以下「広聴事案」という。)に適切に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる広聴事案)

第2条 この要綱の対象となる広聴事案は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市庁舎、総合福祉保健センター、市立図書館、文化センター、市民体育館、西部地区公民館、柴橋地区コミュニティセンター、南部地区公民館及び市立病院に設置する「市政ポスト」へ投函された広聴事案
- (2) 「市長への手紙」として提出された広聴事案
- (3) 市代表メールアドレスに送信された広聴事案
- (4) 市長宛てに郵送、ファックス等の文書により提出された広聴事案

2 前項に掲げるもの以外のものは、この要綱によらず、内容に応じて、広聴事案を所管する課等(以下「所管課等」という。)で対応するものとする。

(受付等)

第3条 広聴事案は、世論の広聴に関する事務を担当する課(以下「広聴事案担当課」という。)で受け付けるものとする。

2 市政ポストの開扉は、毎月末に設置箇所の長が行い、広聴事案担当課へ引き継ぐものとする。

3 次に掲げる内容に該当する場合は、広聴事案として受け付けないものとする。

- (1) 誹謗、中傷又はこれに類するもの
- (2) 営業、広告又はこれに類するもの
- (3) 調査、アンケート又はこれに類するもの

(4) 趣旨が不明なもの

(5) その他広聴事案として処理することが適切でないとして広聴事案担当課長が認めたもの

(回答要件)

第4条 広聴事案に対する回答にあたっての要件(以下「回答要件」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広聴事案の内容

(2) 広聴事案を市へ寄せた市民及び関係者(以下「発信者」という。)の氏名

(3) 発信者の住所又は電子メールアドレス等の連絡先

(分類)

第5条 広聴事案担当課長は、第3条の規定により受け付けた広聴事案を、次のとおり分類するものとする。

(1) 発信者への回答を要するもの 回答要件が全て明記されているもので発信者が回答を希望するもの

(2) 所管課等からの対応報告を要するもの 発信者が回答を希望しないもの又は回答要件のいずれかのみを備えたもので、広聴事案担当課長が、所管課等の考え方を把握する必要があると認めるもの

(3) 参考意見として取り扱うもの 発信者が回答を希望しないもの又は回答要件に不備があるもの(前号に該当するものを除く。)

(対応)

第6条 広聴事案担当課長は、受け付けた広聴事案を、所管課等の長に回付するものとする。

2 広聴事案の回付を受けた所管課等の長は、当該広聴事案が前条第1号に該当する場合、広聴事案の内容を調査し、及び対応について検討した上で、回答案を市へのご質問・ご提言への回答について(様式第1号)に記入し、広聴事案担当

課と合議の上、受け付けた日から起算して14開庁日以内に市長の決裁を受けなければならない。

3 広聴事案担当課は、当該広聴事案が前条第1号に該当する場合、前項により決裁を受けた回答に基づき、速やかに発信者に回答しなければならない。

4 広聴事案の回付を受けた所管課等の長は、当該広聴事案が前条第2号に該当する場合、広聴事案の内容を調査し、及び対応について検討した上で、回答案を広聴事案等対応票（様式第2号）に記入し、広聴事案担当課と合議の上、受け付けた日から起算して14開庁日以内に市長の決裁を受けなければならない。

5 広聴事案の回付を受けた所管課等の長は、当該広聴事案が前条第3号に該当する場合、所管課等において供覧するものとする。

（公表）

第7条 広聴事案担当課長は、広聴事案に係る対応のうち、次の各号に掲げるものを除き、市報又は市ホームページへの掲載等により公表することができる。

- (1) 個人情報に関する内容を含むもの
- (2) 市の意思形成過程にある内容を含むものであって、公表することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (3) その他広聴事案担当課長が適当でないと認めたもの

2 前項の規定により公表するもののうち、内容が類似したものについては、取りまとめて公表することができる。

（個人情報の取扱い）

第8条 広聴事案担当課長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、広聴事案における個人情報の保護に関し、適正に管理しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



広聴事案等対応票

■受付月日 (広聴事案担当課記入)	年 月 日
■所管課係	課 係
■件名(要旨)	
■発信者 (広聴事案の申出者)	住所 氏名
■対応内容	

【決裁ルート】

所管課 → 広聴事案担当課（広報担当係、課長補佐、課長） → 副市長 → 市長

※所管課は、決裁完了後の様式第2号を、広聴事案担当課に提出してください。